

有資格業者の資格停止に関する要領

平成21年5月22日
環境森林部森林整備課

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第409号。以下「資格等要綱」という。）第11条に規定する入札への参加資格の停止（以下「資格停止」という。）に関する事項について定めるものとする。

(資格停止期間の決定)

第2条 資格停止の期間は、別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件に該当する事由の性質及び内容を勘案の上、同表各号に定める期間の範囲内で決定するものとする。

(契約担当者等への通知)

第3条 自然環境課長は、知事が資格停止を行った場合は、契約担当者等に対し、当該資格停止を受けた者の商号又は名称、主たる事務所（契約締結の権限を従たる事務所の長に委任している場合は、従たる事務所も含む。以下同じ。）の所在地又は住所並びに当該資格停止の理由及び期間を速やかに通知するものとする。

(資格停止の効果)

第4条 資格停止を受けた者は、資格停止の期間中、県が発注する森林整備業務について入札参加資格の確認を申請し、若しくは入札に参加し、又は元請若しくは下請の別にかかわらず新たに森林整備業務を請け負ってはならない。

2 資格停止を受けた者が資格停止の期間中に行った入札は、無効とする。

3 契約担当者は、資格停止を受けた者を、当該資格停止の期間中、県が発注する森林整備業務の契約に係る指名競争入札参加者に指名してはならない。

4 資格停止を受けた者に対して既に指名競争入札参加者の指名を行っている場合は、これを取り消すものとする。

5 入札において落札者と決定された日から契約締結の日までに資格停止を受けたときには、契約を締結しないこととする。

6 資格停止の期間の終期が、資格等要綱第8条に規定する競争入札参加資格の有効期間の満了日以降となり、かつ当該資格停止を受けた者が再度競争入札参加資格の認定を受けた場合にあつては、当該資格停止は、当該資格停止の終期まで引き続き効力を有するものとする。

(資格停止の遡及の停止)

第5条 別表第1第4号及び第5号に規定する措置要件を構成する森林整備業務が完了してから10年を経過した場合又は別表第1（第4号及び第5号を除く。）及び別表第2に規定する措置要件を構成する法令違反等の事実が確定してから3年を経過した場合は、当該事由を措置要件とする資格停止を行わないものとする。

2 有資格業者が一の事由により資格停止を受け、当該資格停止期間が満了した場合は、当該事由に基づく再度の資格停止を行わないものとする。

(複数の措置要件に該当する場合の取扱)

第6条 有資格業者が一の事由により二以上の措置要件に該当する場合は、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止期間の短期及び長期とする。

(同一業者による資格停止の再発に関する取扱)

第7条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することになった場合における資格停止期間の短期は、当該措置要件ごとに定める短期の2倍（当初の資格停止期間が1か月に満たない

ときは1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号若しくは別表第2各号の措置要件に係る資格停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなった場合(当該措置要件に該当することとなった事由が、当初の資格停止を行う前に生じたものである場合を除く。以下次号において同じ。)

(2) 別表第2第1号又は第2号若しくは第3号から第6号までの措置要件に係る資格停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2第1号又は第2号若しくは第3号から第6号までの措置要件に該当することとなった場合(前号に掲げる場合を除く。)(資格停止期間の短縮又は延長)

第8条 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由により、措置要件ごとに定める期間(前2条の規定による資格停止期間を含む。)の短期未満の資格停止期間を定める必要がある場合は、資格停止期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

2 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、措置要件ごとに定める期間の長期を超えて資格停止期間を定める必要がある場合は、資格停止期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。

3 資格停止の期間中、資格停止を受けた者が前2項に規定する事由に該当することが明らかとなった場合は、当該資格停止期間を前2項の規定に準じて短縮し、又は延長することができる。この場合において、短縮後の資格停止期間は、当初の資格停止期間のうち、すでに経過した期間を下回ることができないものとする。

4 知事は、前項の規定により資格停止期間を短縮し、又は延長した場合は、当該資格停止を受けた者に対し、変更後の期間を速やかに通知するものとする。

5 自然環境課長は、知事が第3項の規定により資格停止期間を短縮し、又は延長した場合は、契約担当者等に対し、当該資格停止を受けた者の商号又は名称、主たる事務所の所在地又は住所並びに当該資格停止の当初の期間及び変更後の期間を速やかに通知するものとする。

6 資格停止を行う場合において、有資格業者が別表第2第3号又は第4号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合の資格停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、資格停止期間が別表第2第3号又は第4号に規定する期間を下回る場合においては、この条第1項の規定を適用するものとする。

(資格停止の解除)

第9条 資格停止の期間中、資格停止を受けた者が当該資格停止に係る措置要件に該当しないことが明らかになった場合は、速やかに資格停止を解除するものとする。

2 前項の規定に基づく資格停止の解除の効果は、遡及しないものとする。

3 知事は、第1項の規定により資格停止を解除した場合は、当該資格停止を解除した者に対し、資格停止の解除日を速やかに通知するものとする。

4 自然環境課長は、知事が第1項の規定により資格停止を解除した場合は、契約担当者等に対し、当該資格停止を受けた者の商号又は名称、主たる事務所の所在地又は住所並びに当初の資格停止期間及び資格停止の解除日を速やかに通知するものとする。

(措置要件の適用基準)

第10条 措置要件の具体的な適用基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 別表第1第3号の契約の相手方として不適当であると認められる場合とは、宮崎県と締結した森林整備業務委託契約書に違反する行為等があったと認められる場合をいう。

(2) 別表第1第4号又は第5号の履行を粗雑にしたと認められる場合とは、原則として会計検査で不良業務として講評において指摘を受けた場合をいう。

- (3) 別表第1第6号から第9号までの負傷者とは、医師により30日以上に加療を要すると診断された者をいう。
- (4) 別表第1第6号から第9号までの安全管理の措置が不適切であった場合とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反又は刑法（明治40年法律第45号）第211条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。
- (5) 別表第1第7号及び第9号の当該事故が重大であると認められる場合とは、次のいずれかをいう。
- ア 公衆に死亡者を生じさせた場合
 - イ 公衆に3名以上の負傷者を生じさせ、かつ、時価に換算して100万円以上の損害を生じさせた場合
- (6) 別表第2の代表権を有すると認めるべき肩書きとは、専務取締役以上の肩書きをいうものとする。
- (7) 別表第2第3号及び第4号の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反した場合とは、次のいずれかをいう。
- ア 排除措置命令が出された場合
 - イ 課徴金納付命令が出された場合
 - ウ 刑事告発がなされた場合
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が独占禁止法違反の容疑により逮捕された場合
- (8) 別表第2第4号及び第6号については、原則として、九州内における違反事件についてのみ資格停止の対象とし、九州外の違反事件については、社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる事案に限り資格停止の対象にするものとする。
- (9) 別表第2第7号、第8号及び第9号に関する暴力団及び暴力団関係者の認定については、宮崎県警察本部からの通知があった場合に適用するものとする。
- (10) 別表第2第10号の業務に関する不正又は不誠実な行為とは、原則として有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が県内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。
- なお、県外における不正又は不誠実な行為については、当該事案が社会的に重大な影響を及ぼしたと認められる場合に限り、本項を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 契約違反及び安全管理の不適切等に基づく措置基準

措置要件	期間
1 宮崎県が発注した森林整備業務の契約に係る競争入札において、落札者となったにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められる場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
2 宮崎県が発注した森林整備業務の契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められる場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
3 宮崎県が発注した森林整備業務の契約の履行に当たり、契約に違反し、森林整備業務の契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
4 宮崎県が発注した森林整備業務の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められる場合（かしが軽微であると認められる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
5 県内における森林整備業務で県が発注する業務以外のもの（以下「同種業務等」という。）の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
6 宮崎県が発注した森林整備業務の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
7 同種業務等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
8 宮崎県が発注した森林整備業務の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められる場合	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
9 同種業務等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められる場合	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
10 宮崎県が発注した森林整備業務の契約に係る競争入札において、入札前に提出する調査資料に虚偽の記載をしたこと等により、森林整備業務の契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内

別表第2（第2条関係） 法令違反等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>1 次のア又はイに掲げる者が宮崎県の職員又は県内の国の機関、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 有資格業者である個人若しくはその支配人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「個人及び代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員又は有資格業者の従たる事務所（常時森林整備業務の契約を締結する従たる事務所をいう。）を代表する者で個人及び代表役員等以外の者（以下「一般役員等」という。）並びに有資格業者の使用人で一般役員等以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を知った日から8か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を知った日から6か月以上24か月以内</p>
<p>2 次のア又はイに掲げる者が県外の国の機関、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 個人及び代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を知った日から6か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を知った日から2か月以上24か月以内</p>
<p>3 県内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、森林整備業務の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上24か月以内</p>
<p>4 県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、森林整備業務の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上24か月以内</p>
<p>5 県内における森林整備業務に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 個人及び代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を知った日から8か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を知った日から6か月以上24か月以内</p>
<p>6 県外における森林整備業務に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 個人及び代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を知った日から4か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の事実を知った日から2か月以上24か月以内</p>

<p>7 個人及び代表役員等、一般役員等若しくは使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 暴力団関係者を使用したと認められる場合</p> <p>イ 暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる場合</p> <p>ウ 暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上24か月以内（当該資格停止期間満了時において、なおこの項の措置要件に該当するときは、改めて資格停止を行う。）</p>
<p>8 宮崎県が発注した森林整備業務の契約の履行に当たり、暴力団関係者であることを知りながら、その者と再委託契約その他契約を締結したと認められる場合</p> <p>宮崎県が発注した森林整備業務の契約の履行に当たり、暴力団関係者と再委託契約その他契約を締結した場合において、当該暴力団関係者の排除に際し、県の指示に従わなかった場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>
<p>9 宮崎県が発注した森林整備業務の契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条各号に掲げる不当な要求行為又は不当な業務妨害をいう。）を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、かつ、警察に届け出なかった場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上4か月以内</p>
<p>10 別表第1第1号から第10号まで及び本表第1号から第9号までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、森林整備業務の契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>11 別表第1第1号から第10号まで及び本表第1号から第10号までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、森林整備業務の契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>